

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社竹中土木	東京都江東区新砂 1 - 1 - 1	1-003750

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者番号を表す。

2 指 名 停 止 措 置 期 間 令和8年9月16日～令和8年10月15日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する建設工事

4 事実概要

(株)竹中土木が施工の「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において、令和7年8月5日に作業員が足場組立中に足を踏み外し転落した際に左肩を負傷する事故が起き、当該作業員が4日以上休業したにもかかわらず、下請会社と共謀して所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。このことが、労働安全衛生法に違反するとして、同社社員が、令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(1)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294—72—3111